

# 米国 SEC 規則案に対する日本監査役協会意見

証券取引委員会

秘書官 ジョナサン・G・カッツ 様

社団法人日本監査役協会は、「上場会社監査委員会に関する基準についての規則案」(File No. S7-02-03)意見募集につき、謹んで以下の意見を提出いたします。

日本監査役協会は、日本経済の健全な発展に寄与するため、監査役監査制度\*の調査・研究を通じて、その普及・発展を図ることを目的とした公益社団法人で、1974年に法務大臣の許可を得て設立されました。現在、会員会社約4,150社(東証1部上場会社の93.4%が会員会社)、会員監査役約6,200名を擁し、御国ニューヨーク証券取引所においては、上場している邦人企業19社中の18社を会員会社が占めております。以下の意見は、日本企業の監査制度を担う監査役を代表する協会の意見として受け止めいただけますよう強く希望いたします。

## 意見

日本監査役協会は、御委員会が我が国の監査役制度を同規則案に於いて監査委員会制度に代替する制度であると認識し、「監査委員会メンバーの独立性」及び「社外監査人の業務に関する監査委員会の監督責任」の条項を適用除外の対象とされたこと高く評価いたしません。

日本の監査役制度は、株主から直接選任され経営及び執行から完全に独立した監査役による監査制度であり、監査役個々人が機関をなす独任制を採用しています。そして更なる独立性強化の為に現在1名以上と定められている社外監査役について2005年からは監査役会メンバーの半数以上とするよう法改正がなされています。この改正によって、社内出身の常勤の監査役が質の高い情報を効果的に収集し、社外監査役を含めた監査役会がその情報を客観的に分析するという監査役会制度は、独立性という点で更に前進することになりました。社会経済的枠組みの異なる我が国においてより客観的な監査を行うには、監査役制度が効果的な制度であり、「監査委員会メンバーの独立性」を目的とする今回の規則案の趣旨に沿った制度であると理解しています。

日本監査役協会が表明する意見は、以下の2点です。

- ・ 外国会社に対し、適用除外を認めることに賛成します(10A-3(c)(2)( ) )。
- ・ 上記説明でもお判りの通り、日本の監査役制度は、米国企業改革法が目指す機能と同等のものを有しているので、“Sunset” date を設けて再考をする必要はないと考えます。

日本監査役協会は上記の項目につき「上場会社監査委員会に関する基準に就いての規則

案」に対し意見を申し上げ、御委員会がその最終意見書において必要な対応をとっていただくことを強く要請いたします。

会長 吉井 毅  
社団法人日本監査役協会  
東京都中央区日本橋 2-3-4 (日本橋プラザビル 13F)  
〒103-0027

\* 監査役制度、監査役会、監査役の表記について

…監査役制度における「監査役/Kansayaku」の英文表記に定訳はない。弊協会は1995年以降、監査役制度にコーポレートオーディター・システム、監査役にコーポレートオーディター、監査役会にボード・オブ・コーポレートオーディターの語をそれぞれ使用している。尚、これらの表記には、ボード・オブ・コーポレートスタチュートリーオーディター・システム、コーポレートスタチュートリーオーディター乃至スタチュートリーオーディター、ボード・オブ・コーポレートスタチュートリーオーディター等の語も使用されているが、その意味する制度や機関は同じものである。